破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４２２号
埼玉県所沢市小手指町１丁目45番地の14　トキワハイツ201
債務者　中原　梨沙
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６５７号
埼玉県ふじみ野市上ノ原２丁目５番地１　ヒルサンライズⅡ　202号、前住所埼玉県ふじみ野市桜ケ丘２丁目30番６号
債務者　西沢　悠子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６６９号
埼玉県所沢市御幸町17番３号　鈴木荘201
債務者　高木　利行
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６７０号
埼玉県所沢市御幸町17番３号　鈴木荘201
債務者　高木フミ子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６７８号
埼玉県所沢市上新井１丁目12番地の21　ドエルカシマ203
債務者　有坂　美佳（旧姓由井）
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６８３号
埼玉県坂戸市中富町46番地６　クレスト・モア105号室、前住所埼玉県東松山市六反町10番地５
債務者　井口　秋男
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９９号
山形県長井市新町６番40号
債務者　猪又　拓哉
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１０３号
山形県米沢市相生町７番１―12号
債務者　坂野　順子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１０４号
山形県米沢市窪田町小瀬1093番地の２、住民票上の住所山形県東置賜郡高畠町大字一本柳51番地の23　コーポロシアン103
債務者　石川久美子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第６５６号
埼玉県狭山市狭山台１丁目24番地の３　シャトル狭山台307
債務者　赤道　高徳
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６７２号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金880番地１　レクセルマンション若葉第２―301号
債務者　中村　忠明
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６８６号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷403番地17　ヒロヤコーポ202号
債務者　星川　晴美
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２０２９号
名古屋市熱田区花町６番15号　サンパーク花町103号
債務者　武田　大輔
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３６号
長崎県大村市赤佐古町313番地４
債務者　藤﨑　真弓
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１８３号
茨城県牛久市岡見町960番地54
債務者　荒川　広美
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３９号
群馬県高崎市箕郷町東明屋336番地２　三原アパートＤ号
債務者　本間　広美（旧姓中澤・宮一）
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部